

「北陸3県PRイベント」企画・運営等業務委託仕様書

第1 業務の目的

本業務は、大阪圏の方などを対象としたPRイベントを開催し、北陸3県（富山県、石川県、福井県）の生活環境や生活の魅力などを発信することにより、北陸3県への移住定住および関係人口の拡大を促進することを目的とする。

第2 業務の名称

「北陸3県PRイベント」企画・運営等業務委託

第3 委託期間

契約日から令和7年10月31日まで

第4 委託業務の内容

1 概要

①主催

本イベントは福井県、石川県ならびに富山県の合同により開催するものとする。

【事務局】

- ・福井県未来創造部定住促進課
- ・石川県企画振興部地域振興課
- ・富山県地方創生局ワンチームとやま推進室「くらしたい国、とやま」推進本部

②主な対象者

- ・KITTE大阪への来館者
- ・関西圏在住で地方移住に関心のある層
- ・特に20～40代の子育て世帯

（※上記以外の対象者もイベントに参加することを想定すること）

③開催時期および開催場所

【日時】 令和7年9月6日（土）11：00～20：00

【会場】 KITTE大阪2階 @JP Café イベントスペースA, B

（大阪府大阪市北区梅田3丁目2番2号）

<https://osaka.jp-kitte.jp/guide/eventspace-atjp.jsp>

※会場については、事務局側で予約済。

2 目標来場者数

600名

3 企画・運営等

① 実施内容企画

- ・ K I T T E大阪来館者へ効果的に北陸3県への移住を訴求できるようなプロモーションイベントの内容を企画すること。
- ・ 会場（スペースA、スペースBの2か所）間で連携したイベント内容を企画すること。
- ・ 会場内に、イベント参加者が落ち着いて移住相談ができるスペースを1ブース以上設けること。なお、移住相談スペースを設ける際は、パーテーションや衝立等により相談風景を目隠しするものとする。

（1ブース：机（カフェテーブル可）1台、椅子4脚）

- ・ 試食・試飲等の食品提供を行う場合は、保健所ならびに下記会場管理者等の承諾を得ること。なお、調理行為は会場利用規定により禁止とされているため注意すること。具体的な調理行為の内容の可否については会場管理者の判断によるものとする。
- ・ 飲食提供を行う場合は、食品配布に関わるスタッフは全員下記の腸内細菌検査の陰性証明書（直近3カ月以内）を会場管理者へ提出すること。

【腸内細菌検査項目】サルモネラ菌、O-157、赤痢菌

- ・ イベントの内容は、委託者との調整の上決定するものとする。

② 会場等調整

- ・ 以下の会場管理者の定める利用規約、指示に基づき、適切な企画運営を行うこと。
- ・ 会場利用料等の支払いを行うこと。なお、会場利用料のうち使用料金は地方公共団体の主催であるため特別価格として、規定の金額より半額での使用が可能である。

【会場使用料】合計 税込¥566,500

イベントスペースA：使用料金 税込¥165,000（割引前¥330,000）

立合管理費 税込¥132,000

イベントスペースB：使用料金 税込¥137,500（割引前¥275,000）

立合管理費 税込¥132,000

- ・ 利用規約等については追って委託者より提供するものとする。
- ・ その他関係機関への届出、許認可、イベント保険の加入等の事務手続を行うこと。
- ・ 備品等が会場内で収まらない可能性がある場合は、事前に会場管理者の指定する会議室や仮倉庫を予約し、催事実施中の会場美化に努めること。なお、会議室や仮倉庫に係る費用は受託業

者が負担するものとする。

【会場管理者】

@JP Café イベントスペース事務局

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田 3 - 2 - 2 K I T T E 大阪 2 F H 2 O O 区
画

株式会社マッシュ@ J P C a f e K I T T E 大阪(店)

TEL : 06-6377-7261 (平日 10:00~18:00)

③設営・装飾・撤去

- ・ 会場内装飾、出展ブース等の設営・撤去を行うこと。
会場の備品（別紙リスト参照）に関しては会場管理者との調整の上、無償で利用が可能である。会場の備品以外で発生する備品使用料は受託業者が負担すること。
- ・ 会場レイアウトは安全に配慮し、避難経路を考慮した配置で設計すること。
- ・ 会場レイアウト作成の際は、会場管理者の定める規定に従うこと。
- ・ 設営・撤去作業は、6：00～11：00 および 20：00～23：00 の間で実施するものとし、その方法等は会場管理者の指示に従うこと。
- ・ 催事起因の汚れが発生した場合については、会場管理者の指定する清掃業者による原状復帰清掃を行うこと。この場合の清掃費用は受託業者が負担すること。
- ・ 催事で発生したごみは受託業者が持ち帰り適切に処分すること。ごみ処理に係る費用は受託業者が負担すること。

なお、事前の申し込みにより会場管理者によるごみ処理も可能である。その場合は下記の金額を会場管理者へ支払うこと。

【ごみ処理費】 ¥5,500／日（税込）

③参加者および出展者の受付

- ・ 参加者受付を設けること
- ・ 参加者を対象としたアンケート調査、集計、分析を行うこと。
- ・ 受付に要する人員は県と協議の上、県、関係機関の職員を充てることができる。

④警備員、アルバイト等の手配

- ・ 必要に応じて、警備員、アルバイト等の手配を行うこと。
- ・ 運営等に要する人員は、県、関係機関の職員を充てることができる。なお、各県の想定動員人

数は下記の通り。

【想定人員数】 各県 2 名～3 名程度。（多くても 4 名程度の予定）

⑤その他

- ・ 運営マニュアルを作成すること。
- ・ 準備段階において委託者との連絡調整の窓口となり、当日においてイベントを取り仕切る者として、業務責任者を最低 1 名配置すること。
- ・ イベントの名称は委託者と協議の上、最終決定する。
- ・ 会場内装飾物などの作成物に関しては、都度委託者に対しその内容を共有すること。

4 プロモーション活動

- ・ 参加者の確保のため、各種媒体を活用したプロモーション活動を展開すること。
- ・ メインターゲットに対して効果的に訴求できるよう、効果的な発信方法について提案すること。
- ・ 広告クリエイティブを作成し、適切に運用すること。
- ・ イベントチラシ、ポスターを作成し、効果的な場所等に配布、掲示すること。
配布数量や規格は提案および委託者と調整により決定するものとする。
- ・ 効果的なプロモーション期間を設定すること。
- ・ 広告クリエイティブやチラシ等プロモーション用制作物等のデザインに関しては、都度委託者に対しその内容を共有し、委託者との調整の上決定するものとする。
- ・ 広報物等に記載を求める情報等に関しては、追って委託者より提供するものとする。
- ・ 本業務により作成した広告クリエイティブやチラシ等プロモーション用制作物の所有権や著作権は委託者に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。

5 実績報告書の作成、提出

- ・ 事業終了後に効果検証を行い、委託契約書<別紙 1>実績報告書を作成すること。
- ・ イベントでアンケートを実施した際は、調査したアンケート結果を掲載すること。
- ・ 電子媒体も併せて提出すること。

6 その他目的を達成するために必要な業務

- ・ 事業の進捗、今後の方向性等を確認していくため、定期的に事務局と打ち合わせを実施すること。

- ・ 事務局から業務にかかる問い合わせがあった場合は、速やかに報告すること。

第5 対象経費

1 イベント運営に係る経費

- ・ 運営スタッフ経費（人件費、旅費）
- ・ 案内チラシ、ポスター等印刷費
- ・ 各種広告費
- ・ 会場借上費
- ・ 会場設営費
- ・ 会場装飾費（仕切りパネル、ブース表示看板、案内看板等）
- ・ 市町特産品・食料品費（ただし、参加者に対し著しく過大にならないよう注意すること）
- ・ 消耗品費
- ・ イベント保険等の契約に係る費用
- ・ オンラインに係る通信経費、機器リース料、アカウント料等
- ・ その他必要経費

2 その他経費

- ・ 実績報告書作成に係る経費

第6 その他の条件等

- （1）本事業の実施に伴い、委託業務を通じて取得した個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守の上、取得した個人情報を本事業以外で利用しないこと。
- （2）特定の商品販売・販売の斡旋等事業以外の業務への勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する行動を行わないこと。
- （3）参加者との間で発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- （4）本業務の企画運営及び広告宣伝を実施するに当たっては、「金品等の提供による不適切な集客行為」を断じて禁止する。なお、これらの行為が認められる場合、委託者は当該契約を解除又は無効とし、受注者に対して違約金又は損害賠償を請求するものとする。
- （5）感染症や災害等の発生によりイベントの開催時期の変更あるいは中止する場合は委託者の判断により開催可否を決定する。なお、開催中止の場合は契約内容の見直しについて協議することとする。
- （6）成果物については、原則として委託者が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。ただし、作成の都合上やむをえず、著作権を委託者に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に委託者に申入れを行い、了解を得ること。委託者に

著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、委託者と受託者との協議すること。

- (7) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその仕様に関する一切の責任を負うこと。
- (8) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、受託者と委託者が必要に応じて協議すること。